

第1章 総則

【問題】 暫定任意適用事業

■ 暫定任意適用事業（整備令 17 条）

① 農業（畜産及び養蚕の事業を含む）

労働者数【 】人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

② 林業

労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が【 】人未満の個人経営の林業

③ 水産業（船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く）

労働者数【 】人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数【 】トン未満の漁船による事業等）の

【解答】 暫定任意適用事業

■ 暫定任意適用事業（整備令 17 条）

① 農業（畜産及び養蚕の事業を含む）

労働者数 5 人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

② 林業

労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が 300 人未満の個人経営の林業

③ 水産業（船員法 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く）

労働者数 5 人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数 5 トン未満の漁船による事業等）の

第2章 業務災害及び通勤災害

【問題】 脳血管疾患・虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準

■脳・心臓疾患の認定基準の改正について

①異常な出来事に遭遇

発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと。

②短期間の過重業務に就労

発症に近接した時期（発症前おおむね【 】週間）において、特に過重な業務に就労したこと。

③長期間の過重業務

発症前（おおむね【 】カ月間）の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと。

【解答】脳血管疾患・虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準**■脳・心臓疾患の認定基準の改正について****①異常な出来事に遭遇**

発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと。

②短期間の過重業務に就労

発症に近接した時期（発症前おおむね1週間）において、特に過重な業務に就労したこと。

③長期間の過重業務

発症前（おおむね6カ月間）の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと。

【問題】脳血管疾患・虚血性心疾患等（③長期間の過重業務の判断）**■脳血管疾患・虚血性心疾患等（③長期間の過重業務の判断）****■過重負荷の有無の判断**

著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

その際、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした【 】カ月単位の連続した期間をみて、

（1）発症前【 】カ月間ないし【 】カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね【 】時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い。おおむね【 】時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること

（2）発症前1カ月間におおむね【 】時間又は発症前【 】カ月間ないし【 】カ月間にわたって、1カ月当たりおおむね【 】時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること を踏まえて判断すること。

【解答】脳血管疾患・虚血性心疾患等（③長期間の過重業務の判断）**■脳血管疾患・虚血性心疾患等（③長期間の過重業務の判断）****■過重負荷の有無の判断**

著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

その際、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした**1カ月**単位の連続した期間をみて、

（1）発症前**1カ月**間ないし**6カ月**間にわたって、1カ月当たり**おおむね45時間**を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い**が**、**おおむね45時間**を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること

（2）発症前**1カ月**間**おおむね100時間**又は発症前**2カ月**間ないし**6カ月**間にわたって、1カ月当たり**おおむね80時間**を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること を踏まえて判断すること。

【問題】 心理的負荷による精神障害の認定基準

■心理的負荷による精神障害の認定基準

次の①～③のいずれの要件も満たす対象疾病は、労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する疾病として取り扱う

①対象疾病を発症していること

②対象疾病の発病前おおむね【 】カ月間に、業務による強い心理的負荷が認められること

③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

【解答】 心理的負荷による精神障害の認定基準**■ 心理的負荷による精神障害の認定基準**

次の①～③のいずれの要件も満たす対象疾病は、労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する疾病として取り扱う

- ①対象疾病を発症していること
- ②対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

【問題】 心理的負荷による精神障害の認定基準

■（４）時間外労働時間数の評価（基発 1226 第1号平成 23 年 12 月 26 日）

時間外労働時間数の評価

ア 極度の長時間労働による評価

極度の長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗を来し、うつ病等の原因となることから、発病日から起算した直前の1カ月間におおむね【 】時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に従事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする。

イ 長時間労働の「出来事」としての評価

長時間労働以外に特段の出来事が存在しない場合には、長時間労働それ自体を「出来事」とし、新たに設けた「1カ月に【 】時間以上の時間外労働を行った（項目 16）」という「具体的出来事」に当てはめて心理的負荷を評価する。

項目 16 の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、発病日から起算した直前の【 】力月間に1月当たりおおむね【 】時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする。

ウ 恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価

出来事に対処するために生じた長時間労働は、心身の疲労を増加させ、ストレス対応能力を低下させる要因となることや、長時間労働が続く中で発生した出来事の心理的負荷はより強くなることから、出来事自体の心理的負荷と恒常的な長時間労働（月【 】時間程度となる時間外労働）を関連させて総合評価を行う。

具体的には、「中」程度と判断される出来事の後に恒常的な長時間労働が認められる場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする。

なお、出来事の前恒常的な長時間労働の評価期間は、発病前おおむね【 】力月の間とする。

【解答】 心理的負荷による精神障害の認定基準

■ (4) 時間外労働時間数の評価 (基発 1226 第1号平成 23年 12月 26日)

時間外労働時間数の評価

ア 極度の長時間労働による評価

極度の長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗を来し、うつ病等の原因となることから、発病日から起算した直前の1カ月間におおむね160時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に従事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする。

イ 長時間労働の「出来事」としての評価

長時間労働以外に特段の出来事が存在しない場合には、長時間労働それ自体を「出来事」とし、新たに設けた「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った(項目16)」という「具体的出来事」に当てはめて心理的負荷を評価する。項目16の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、発病日から起算した直前の2カ月間に1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする。

ウ 恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価

出来事に対処するために生じた長時間労働は、心身の疲労を増加させ、ストレス対応能力を低下させる要因となることや、長時間労働が続く中で発生した出来事の心理的負荷はより強くなることから、出来事自体の心理的負荷と恒常的な長時間労働(月100時間程度となる時間外労働)を関連させて総合評価を行う。

具体的には、「中」程度と判断される出来事の後に恒常的な長時間労働が認められる場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする。

なお、出来事の前恒常的な長時間労働の評価期間は、発病前おおむね6カ月の間とする。

【問題】 通勤災害（単身赴任者の取り扱い）

■（単身赴任者の取り扱い）

単身赴任者等が、就業の場所と家族の住む場所（自宅）との間を往復する場合において、当該往復に反復・継続性が認められる（おおむね毎月【 】回以上往復行為がある）ときは、当該自宅を住居として取り扱う。

【解答】通勤災害（単身赴任者の取り扱い）**■（単身赴任者の取り扱い）**

単身赴任者等が、就業の場所と家族の住む場所（自宅）との間を往復する場合において、当該往復に反復・継続性が認められる（おおむね毎月1回以上往復行為がある）ときは、当該自宅を住居として取り扱う。

第3章 給付基礎日額

【問題】 自動変更対象額

■自動変更対象額（則8条の2）（令和元年8月～）

- ①平均賃金に相当する額又は特例によって算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が【 】円に満たない場合の給付基礎日額は、【 】円とする。
- ②厚生労働大臣は、年度（【 】から翌年【 】までをいう。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計という。）における労働者1人当たりの毎月きまって支給する給与の額（平均定期給与額の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を【 】で除して得た額をいう。）が平成【 】年4月1日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の【 】以後の自動変更対象額を変更しなければならない。
- ③自動変更対象額に【 】円未満の端数があるときは、これを切り捨て、【 】円以上【 】円未満の端数があるときは、これを【 】円に切り上げるものとする。

【解答】自動変更対象額

■自動変更対象額（則8条の2）（令和元年8月～）

- ①平均賃金に相当する額又は特例によって算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が3,970円に満たない場合の給付基礎日額は、3,970円とする。
- ②厚生労働大臣は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計という。）における労働者1人当たりの毎月きまって支給する給与の額（平均定期給与額の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を12で除して得た額をいう。）が平成6年4月1日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の8月1日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。
- ③自動変更対象額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

【問題】 休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額**■ 休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額（法8条の2第2項）**

【 】月まで、【 】月まで、【 】月まで及び【 】月までの各区分による期間（「四半期」という。）ごとの平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の【 】カ月平均額をいう。）が、算定事由発生日の属する四半期の平均給与額の【 】を超え、又は【 】を下るに至った場合において、その上昇し、又は低下するに至った【 】半期の翌々【 】半期に属する最初の日以後に支給すべき休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

【解答】休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額**■休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額（法8条の2第2項）**

1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（「四半期」という。）ごとの平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の1カ月平均額をいう。）が、算定事由発生日の属する四半期の平均給与額の100分の110を超え、又は100分の90を下るに至った場合において、その上昇し、又は低下するに至った四半期の翌々四半期に属する最初の日以後に支給すべき休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

【問題】休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額

■休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額（法8条の2第2項）

休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が、当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して【 】カ月を経過した日以後の日である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を休業給付基礎日額とする。

- ① スライド制によって算定した額が、年齢階層ごとの給付基礎日額の最低限度額の満たない場合は、当該年齢階層に係る最低限度額とする。
- ② スライド制によって算定した額が、年齢階層ごとの給付基礎日額の最高限度額を超える場合は、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額が休業給付基礎日額とする。

【解答】休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額**■休業給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額（法8条の2第2項）**

休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が、当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して1年6カ月を経過した日以後の日である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を休業給付基礎日額とする。

- ① スライド制によって算定した額が、年齢階層ごとの給付基礎日額の最低限度額の満たない場合は、当該年齢階層に係る最低限度額とする。
- ② スライド制によって算定した額が、年齢階層ごとの給付基礎日額の最高限度額を超える場合は、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額が休業給付基礎日額とする。

【問題】最低限度額及び最高限度額の算定方法等

■最低限度額及び最高限度額の算定方法等（則 9 条の 4）

年齢階層別の最低・最高限度額は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計の常用労働者について、年齢階層ごとに求めた【 】月当たりの決まって支給する現金給与額を基礎として算定され、毎年【 】までに厚生労働大臣が定め告示する。

告示された最低・最高限度額は、その年の【 】から翌年の【 】までの間に支給事由の生じた休業（補償）給付について適用される。

年齢階層ごとに休業補償給付等の額の算定の基礎として用いる休業給付基礎日額の最低限度額として厚生労働大臣が定める額は、賃金構造基本統計の常用労働者について、年齢階層ごとに求めた次の各号に掲げる額の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者の数で除して得た額とする。

(1) 当該年齢階層に属する常用労働者であって男性である者(男性労働者)を、その受けている賃金構造基本統計の調査の結果による 1 月当たりの決まって支給する現金給与額(賃金月額)の高低に従い、【 】の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを【 】で除して得た額に、被災労働者であって男性である者の数を乗じて得た額

(2) 前号中「男性である者」とあるのは「女性である者」と、「男性労働者」とあるのは「女性労働者」として、同号の規定の例により算定して得た額

【解答】最低限度額及び最高限度額の算定方法等

■最低限度額及び最高限度額の算定方法等（則 9 条の 4）

年齢階層別の最低・最高限度額は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計の常用労働者について、年齢階層ごとに求めた 1 月当たりの決まって支給する現金給与額を基礎として算定され、毎年 7 月 31 日までに厚生労働大臣が定め告示する。

告示された最低・最高限度額は、その年の 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの間に支給事由の生じた休業（補償）給付について適用される。

年齢階層ごとに休業補償給付等の額の算定の基礎として用いる休業給付基礎日額の最低限度額として厚生労働大臣が定める額は、賃金構造基本統計の常用労働者について、年齢階層ごとに求めた次の各号に掲げる額の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者の数で除して得た額とする。

(1) 当該年齢階層に属する常用労働者であって男性である者（男性労働者）を、その受けている賃金構造基本統計の調査の結果による 1 月当たりのきまって支給する現金給与額（賃金月額）の高低に従い、20 の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを 30 で除して得た額に、被災労働者であって男性である者の数を乗じて得た額

(2) 前号中「男性である者」とあるのは「女性である者」と、「男性労働者」とあるのは「女性労働者」として、同号の規定の例により算定して得た額

【問題】 年齢階層別の最低・最高限度額

■ 年齢階層別の最低・最高限度額

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
【 】歳未満	【 】円	【 】円
20歳以上 25歳未満	5,538円	13,330円
25歳以上 30歳未満	6,046円	14,144円
60歳以上 65歳未満	5,310円	20,493円
65歳以上 70歳未満	3,970円	14,967円
【 】歳以上	【 】円	【 】円

【解答】年齢階層別の最低・最高限度額

■年齢階層別の最低・最高限度額

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,977円	13,330円
20歳以上 25歳未満	5,538円	13,330円
25歳以上 30歳未満	6,046円	14,144円
60歳以上 65歳未満	5,310円	20,493円
65歳以上 70歳未満	3,970円	14,967円
70歳以上	3,970円	13,330円

【問題】 年金給付基礎日額のスライド制

■年金給付基礎日額のスライド制（法8条の3第1項）

年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（「年金給付基礎日額」）については、次に定めるところによる。

（1）算定事由発生日の属する年度（【 】までをいう。）の翌々年度の【 】月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

（2）算定事由発生日の属する年度の翌々年度の【 】月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が4月から7月までの月に該当する場合には、前々年度）の平均給与額を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

【解答】年金給付基礎日額のスライド制

■年金給付基礎日額のスライド制（法8条の3第1項）

年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（「年金給付基礎日額」）については、次に定めるところによる。

（1）算定事由発生日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌々年度の7月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

（2）算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が4月から7月までの月に該当する場合には、前々年度）の平均給与額を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

【問題】休業給付基礎日額と年金給付基礎日額のスライド制の違い

■休業給付基礎日額と年金給付基礎日額のスライド制の違い

	休業給付基礎日額のスライド	年金給付基礎日額のスライド
対象期間	【 】半期ごと	年度ごと
平均給与額の変動	【 】を超えた場合	完全自動賃金スライド
スライド制の適用時期	変動のあった【 】半期の翌々【 】半期の初日から	変動のあった年度の翌年度の【 】月分から

【解答】休業給付基礎日額と年金給付基礎日額のスライド制の違い

■休業給付基礎日額と年金給付基礎日額のスライド制の違い

	休業給付基礎日額のスライド	年金給付基礎日額のスライド
対象期間	四半期ごと	年度ごと
平均給与額の変動	100分の10を超えた場合	完全自動賃金スライド
スライド制の適用時期	変動のあった四半期の 翌々四半期の初日から	変動のあった年度の 翌年度の8月分から

【問題】休業給付基礎日額と年金給付基礎日額の最低・最高限度額の違い

■休業給付基礎日額と年金給付基礎日額の最低・最高限度額の違い

	休業給付基礎日額	年金給付基礎日額
適用時期	療養開始後【 】月が経過したときから	最初の年金給付時から
年齢の算定時期	各四半期の初日の年齢	【 】の年齢

遺族（補償）給付の算定に用いる年金給付基礎日額には、支給事由である死亡に係る被災労働者が生存していると仮定した場合の【 】の年齢に係る最低・最高限度額が適用される。

【解答】休業給付基礎日額と年金給付基礎日額の最低・最高限度額の違い

■休業給付基礎日額と年金給付基礎日額の最低・最高限度額の違い

	休業給付基礎日額	年金給付基礎日額
適用時期	療養開始後1年6カ月が経過したときから	最初の年金給付時から
年齢の算定時期	各四半期の初日の年齢	8月1日の年齢

遺族（補償）給付の算定に用いる年金給付基礎日額には、支給事由である死亡に係る被災労働者が生存していると仮定した場合の8月1日の年齢に係る最低・最高限度額が適用される。

【問題】 給付基礎日額の端数処理**■ 給付基礎日額の端数処理（法8条の5）**

給付基礎日額に【 】円未満の端数があるときは、これを【 】円に切り上げるものとする。

【解答】 給付基礎日額の端数処理

■ 給付基礎日額の端数処理（法8条の5）

給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。

第4章 業務災害に関する保険給付

【問題】 休業補償給付

■休業補償給付（法14条）

休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第【 】日目から支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の【 】に相当する額とする。

ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、最高限度額に相当する額）の【 】に相当する額とする。

【解答】休業補償給付

■休業補償給付（法 14 条）

休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とする。

ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、最高限度額に相当する額）の100分の60に相当する額とする。

【問題】 休業補償給付 給付期間**■（法条）**

賃金を受けない日の第【 】日目から、休業する日のある限り支給される。

【解答】休業補償給付 給付期間**■（法条）**

賃金を受けない日の第4日目から、休業する日のある限り支給される。

【問題】休業補償給付 具体例

■具体例…全部労働不能の場合の休業補償給付の額

• 平均賃金相当額：10,000円

①事業主から賃金を受けない場合

休業補償給付として【 】円を支給 $10,000円 \times 60\% = 6,000円$

②事業主から一部賃金を受けた場合

6割未満の場合	6割以上の場合
3,000円の支給あり $10,000円 \times 60\% = 6,000円$	6,000円の支給あり ⇒休業補償給付は不支給
6,000円 + 3,000円 休業補償給付として合計 9,000円支給	

【解答】休業補償給付 具体例

■具体例…全部労働不能の場合の休業補償給付の額

• 平均賃金相当額：10,000 円

①事業主から賃金を受けない場合

休業補償給付として 6,000 円を支給 $10,000 \text{ 円} \times 60\% = 6,000 \text{ 円}$

②事業主から一部賃金を受けた場合

6割未満の場合	6割以上の場合
3,000 円の支給あり $10,000 \text{ 円} \times 60\% = 6,000 \text{ 円}$	6,000 円の支給あり ⇒休業補償給付は不支給
6,000 円 + 3,000 円 休業補償給付として合計 9,000 円支給	

【問題】休業補償給付 具体例

■具体例…一部労働不能の場合の休業補償給付の額

• 平均賃金相当額：10,000円

①一部労働して4,000円が支給された場合

休業補償給付として3,600円を支給

$(10,000円 - 4,000円) \times \text{【 】} \% = 3,600円$

合計収入は、3,600円 + 【 】円 = 7,600円

②事業主から受けた金額…平均賃金相当額（10,000円）から一部労働に対して支払われる賃金（4,000円）との差額（6,000円）の6割未満の場合と6割以上の場合

6割未満の場合（3,600円未満）	6割以上の場合（3,600円以上）
事業主から受けた金額…3,000円	事業主から受けた金額…4,000円
3,600円（休業補償給付）	【 】円（休業補償給付）
+ 4,000円（一部労働）	+ 4,000円（一部労働）
+ 3,000円（事業主から受けた金額）	+ 4,000円（事業主から受けた金額）
<hr/>	<hr/>
+ 10,600円（合計収入）	+ 8,000円（合計収入）

【解答】休業補償給付 具体例

■具体例…一部労働不能の場合の休業補償給付の額

• 平均賃金相当額：10,000円

①一部労働して4,000円が支給された場合

休業補償給付として3,600円を支給

$(10,000円 - 4,000円) \times 60\% = 3,600円$

合計収入は、 $3,600円 + 4,000円 = 7,600円$

②事業主から受けた金額…平均賃金相当額（10,000円）から一部労働に対して支払われる賃金（4,000円）との差額（6,000円）の6割未満の場合と6割以上の場合

6割未満の場合（3,600円未満）	6割以上の場合（3,600円以上）
事業主から受けた金額…3,000円	事業主から受けた金額…4,000円
3,600円（休業補償給付）	0円（休業補償給付）
+ 4,000円（一部労働）	+ 4,000円（一部労働）
+ 3,000円（事業主から受けた金額）	+ 4,000円（事業主から受けた金額）
<hr/>	<hr/>
+ 10,600円（合計収入）	+ 8,000円（合計収入）

【問題】 傷病補償年金

■ 傷病補償年金（法 12 条の 8）

傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後【 】月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなったときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

- ① 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- ② 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。

【解答】 傷病補償年金**■ 傷病補償年金（法 12 条の 8）**

傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 カ月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなったときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

- ① 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- ② 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。

【問題】 傷病補償年金の額

■ 傷病補償年金の額

傷病等級	年金額	支給方法
第1級	給付基礎日額の【 】日分	年6期に分割支給
第2級	給付基礎日額の【 】日分	
第3級	給付基礎日額の【 】日分	

【解答】傷病補償年金の額

■傷病補償年金の額

傷病等級	年金額	支給方法
第1級	給付基礎日額の313日分	年6期に分割支給
第2級	給付基礎日額の277日分	
第3級	給付基礎日額の245日分	

【問題】 傷病補償年金 労働基準法による解雇制限との関係**■労働基準法による解雇制限との関係（法 19 条）**

業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後【 】年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合には、労働基準法第 19 条第 1 項の規定の適用については、当該使用者は、それぞれ、当該【 】年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなった日において、同法第 81 条の規定により打切補償（平均賃金の【 】日分）を支払ったものとみなす。

【解答】 傷病補償年金 労働基準法による解雇制限との関係**■労働基準法による解雇制限との関係（法 19 条）**

業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けるとなった場合には、労働基準法第 19 条第 1 項の規定の適用については、当該使用者は、それぞれ、当該3年を経過した日又は傷病補償年金を受けるとなった日において、同法第 81 条の規定により打切補償（平均賃金の 1,200 日分）を支払ったものとみなす。

【問題】 障害補償給付**■障害補償給付（法 15 条）**

障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金（障害等級の第【 】級から第【 】級）又は障害補償一時金（障害等級の第【 】級から第【 】級）とする。

【解答】 障害補償給付**■ 障害補償給付（法 15 条）**

障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金（障害等級の第1級から第7級）又は障害補償一時金（障害等級の第8級から第14級）とする。

【問題】 障害補償給付の額

■ 障害補償給付の額

障害等級	年金額	支給方法	障害等級	一時金の額	支給方法
第1級	給付基礎日額×【 】日分	年【 】期 に分割支 給	第8級	給付基礎日額×【 】日分	一時金
第2級	給付基礎日額×【 】日分		第9級	給付基礎日額×【 】日分	
第3級	給付基礎日額×【 】日分		第10級	給付基礎日額×【 】日分	
第4級	給付基礎日額×【 】日分		第11級	給付基礎日額×【 】日分	
第5級	給付基礎日額×【 】日分		第12級	給付基礎日額×【 】日分	
第6級	給付基礎日額×【 】日分		第13級	給付基礎日額×【 】日分	
第7級	給付基礎日額×【 】日分		第14級	給付基礎日額×【 】日分	

【解答】障害補償給付の額

■障害補償給付の額

障害等級	年金額	支給方法	障害等級	一時金の額	支給方法
第1級	給付基礎日額×313日分	年6期に 分割支給	第8級	給付基礎日額×503日分	一時金
第2級	給付基礎日額×277日分		第9級	給付基礎日額×391日分	
第3級	給付基礎日額×245日分		第10級	給付基礎日額×302日分	
第4級	給付基礎日額×213日分		第11級	給付基礎日額×223日分	
第5級	給付基礎日額×184日分		第12級	給付基礎日額×156日分	
第6級	給付基礎日額×156日分		第13級	給付基礎日額×101日分	
第7級	給付基礎日額×131日分		第14級	給付基礎日額×56日分	

【問題】 障害補償給付の併合及び併合繰り上げ

■ 障害補償給付の併合及び併合繰り上げ（則 14 条 2 項）

①同一の事故により系列を異にする身体障害が【 】以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

②同一の事故により系列を異にする第【 】級以上の身体障害が2以上残った場合、重い方の障害を【 】級の間で繰り上げた障害等級がその複数の身体障害の障害等級とする。

第【 】級以上の障害が2以上	【 】級繰り上げ
第【 】級以上の障害が2以上	【 】級繰り上げ
第【 】級以上の障害が2以上	【 】級繰り上げ

【解答】障害補償給付の併合及び併合繰り上げ

■障害補償給付の併合及び併合繰り上げ（則 14 条 2 項）

①同一の事故により系列を異にする身体障害が2以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

②同一の事故により系列を異にする第13級以上の身体障害が2以上残った場合、重い方の障害を1級から3級の間で繰り上げた障害等級がその複数の身体障害の障害等級とする。

第13級以上の障害が2以上	1級繰り上げ
第8級以上の障害が2以上	2級繰り上げ
第5級以上の障害が2以上	3級繰り上げ

【問題】 障害等級併合繰り上げ具体例**■ 障害等級併合繰り上げ具体例**

- ① 第10級＋第13級 ⇒第10級を【 】級繰上げて第9級
- ② 第7級＋第8級 ⇒第7級を【 】級繰上げて第5級
- ③ 第4級＋第5級 ⇒第4級を【 】級繰上げて第1級
- ④ 第5級＋第8級 ⇒第5級を【 】級繰上げて第3級

【解答】 障害等級併合繰り上げ具体例**■ 障害等級併合繰り上げ具体例**

- ① 第10級＋第13級 ⇒第10級を1級繰上げて第9級
- ② 第7級＋第8級 ⇒第7級を2級繰上げて第5級
- ③ 第4級＋第5級 ⇒第4級を3級繰上げて第1級
- ④ 第5級＋第8級 ⇒第5級を2級繰上げて第3級

【問題】 障害補償年金前払一時金

■ 障害補償年金前払一時金

障害等級	障害補償年金前払一時金の額
第1級	給付基礎日額の【 】日分、【 】日分、【 】日分、【 】日分、【 】日分、 【 】日分又は【 】円分
第2級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、 又は【 】日分
第3級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、 又は【 】日分
第4級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、 又は【 】日分
第5級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、 又は【 】日分
第6級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、 又は【 】日分
第7級	給付基礎日額の200日分、400日分、 又は【 】日分

【解答】 障害補償年金前払一時金

■ 障害補償年金前払一時金

障害等級	障害補償年金前払一時金の額
第1級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,200日分又は1,340円分
第2級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、又は1,190日分
第3級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、又は1,050日分
第4級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、又は920日分
第5級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、又は790日分
第6級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、又は670日分
第7級	給付基礎日額の200日分、400日分、又は560日分

【問題】 障害補償年金差額一時金**■ 障害補償年金差額一時金（法附則 58 条）**

障害等級	障害等級に応じて定められている一定額
第1級	給付基礎日額の【 】円分
第2級	給付基礎日額の【 】日分
第3級	給付基礎日額の【 】日分
第4級	給付基礎日額の【 】日分
第5級	給付基礎日額の【 】日分
第6級	給付基礎日額の【 】日分
第7級	給付基礎日額の【 】日分

【解答】 障害補償年金差額一時金

■ 障害補償年金差額一時金（法附則 58 条）

障害等級	障害等級に応じて定められている一定額
第1級	給付基礎日額の 1,340 円分
第2級	給付基礎日額の 1,190 日分
第3級	給付基礎日額の 1,050 日分
第4級	給付基礎日額の 920 日分
第5級	給付基礎日額の 790 日分
第6級	給付基礎日額の 670 日分
第7級	給付基礎日額の 560 日分

【問題】 介護補償給付の支給額

■ 介護補償給付の支給額（金額 令和元年～）

親族等による介護	介護費用の負担	最初の月	支給すべき事由が生じた翌月以後
<u>受けた日がない</u>	①費用負担あり	<ul style="list-style-type: none"> ・実費 ・上限：【 】円 ・最低保証額の仕組みなし 	
<u>受けた日がある</u>	②円【 】以上を負担		
	③【 】円未満を負担	実費を支給	【 】円を支給
	④費用の負担なし	支給しない	

（注）上記は常時介護を要する場合の金額

随時介護を要する場合は、

「165,150円」⇒「【 】円」「70,790円」⇒「【 】円」に読み替え。

【解答】介護補償給付の支給額

■介護補償給付の支給額（金額 令和元年～）

親族等による介護	介護費用の負担	最初の月	支給すべき事由が生じた翌月以後
<u>受けた日がない</u>	①費用負担あり	<ul style="list-style-type: none"> ・実費 ・上限：165,150円 ・最低保証額の仕組みなし 	
<u>受けた日がある</u>	②70,790円以上を負担		
	③70,790円未満を負担	実費を支給	70,790円を支給
	④費用の負担なし	支給しない	

（注）上記は常時介護を要する場合の金額

随時介護を要する場合は、

「165,150円」⇒「82,580円」「70,790円」⇒「35,400円」に読み替え。

【問題】遺族補償給付の受給権者

■遺族補償給付の受給権者

順位	遺族	労働者の死亡当時の要件
1	配偶者	年齢・障害要件不問 【 】歳以上又は一定の障害状態
	妻 夫	
2	子	・【 】歳に達する日以後の最初の【 】日までの間にあるか 又は ・一定の障害の状態
3	父母	【 】歳以上又は一定の障害の状態
4	孫	・【 】歳に達する日以後の最初の【 】日までの間にあるか 又は ・一定の障害の状態
5	祖父母	【 】歳以上又は一定の障害状態
6	兄弟姉妹	・【 】歳に達する日以後の最初の【 】日までの間にあるか 又は ・【 】歳以上又は一定の障害状態
7	夫	【 】歳以上【 】歳未満 (若年支給停止者)
8	父母	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	

【解答】遺族補償給付の受給権者

■遺族補償給付の受給権者

順位	遺族	労働者の死亡当時の要件
1	配偶者	年齢・障害要件不問 60歳以上又は一定の障害状態
	妻 夫	
2	子	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか 一定の障害の状態 又は
3	父母	60歳以上又は一定の障害の状態
4	孫	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか 一定の障害の状態 又は
5	祖父母	60歳以上又は一定の障害状態
6	兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか 60歳以上又は一定の障害状態 又は
7	夫	55歳以上 60歳未満 (若年支給停止者)
8	父母	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	

【問題】遺族（補償）年金の額

■遺族（補償）年金の額（法16条の3）

別表第1 遺族（補償）年金の額

遺族の数	年金額
1人	<ul style="list-style-type: none"> ・給付基礎日額の【 】日分 ・【 】歳以上又は一定障害の状態にある妻の場合 ⇒給付基礎日額の【 】日分（妻のみの）
2人	給付基礎日額の【 】日分
3人	給付基礎日額の【 】日分
4人以上	給付基礎日額の【 】日分

■若年支給停止者である受給資格者は、【 】歳に達するまで
⇒年金額の算定の遺族の数には算入しません。

【解答】遺族（補償）年金の額

■遺族（補償）年金の額（法16条の3）

別表第1 遺族（補償）年金の額

遺族の数	年金額
1人	<ul style="list-style-type: none"> 給付基礎日額の153日分 55歳以上又は一定障害の状態にある妻の場合 ⇒給付基礎日額の175日分（妻のみの）
2人	給付基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分

■若年支給停止者である受給資格者は、60歳に達するまで
⇒年金額の算定の遺族の数には算入しません。

【問題】 遺族（補償）年金の支給停止

■ 遺族補償年金の支給停止

遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が【 】年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。
この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

【解答】遺族（補償）年金の支給停止**■遺族補償年金の支給停止**

遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。

この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

【問題】 遺族補償年金前払一時金の額**■遺族補償年金前払一時金の額（法附則 31 項）**

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の【 】日分、【 】日分、【 】日分、【 】日分又は【 】日分に相当する額のうち、受給権者が選択し、請求した額となる。

【解答】 遺族補償年金前払一時金の額**■ 遺族補償年金前払一時金の額（法附則 31 項）**

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の 200 日分、400 日分、600 日分、800 日分又は 1,000 日分に相当する額のうち、受給権者が選択し、請求した額となる。

【問題】遺族補償一時金の額

■遺族補償一時金の額（法16条の6）

遺族補償一時金が支給される場合	一時金の額
①労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合	給付基礎日額の【 】日分
②遺族補償年金の受給権者が失権した場合に、他に遺族補償年金の受給資格者がなく、かつ、既に遺族補償年金および遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の【 】日分に満たないとき	給付基礎日額の【 】日分から既に支給された遺族補償年金および遺族補償年金前払一時金の額の合計額との差額

【解答】遺族補償一時金の額

■遺族補償一時金の額（法16条の6）

遺族補償一時金が支給される場合	一時金の額
①労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合	給付基礎日額の 1,000 日分
②遺族補償年金の受給権者が失権した場合に、他に遺族補償年金の受給資格者がなく、かつ、既に遺族補償年金および遺族補償年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の 1,000 日分に満たないとき	給付基礎日額の 1,000 日分から既に支給された遺族補償年金および遺族補償年金前払一時金の額の合計額との差額

【問題】 葬祭料**■ 葬祭料（法 17 条）**

葬祭料は、葬祭に要する費用を考慮して、厚生労働大臣が定める金額で、下記の①、②のうち、いずれか高いほうの額が支給される。

- ① 原則…【 】円＋給付基礎日額の【 】日分
- ② 最低保証額…給付基礎日額の【 】日分

【解答】 葬祭料**■ 葬祭料（法 17 条）**

葬祭料は、葬祭に要する費用を考慮して、厚生労働大臣が定める金額で、下記の①、②のうち、いずれか高いほうの額が支給される。

- ① 原則…315,000 円＋給付基礎日額の 30 日分
- ② 最低保証額…給付基礎日額の 60 日分

第5章 通勤災害に関する保険給付

【問題】 一部負担金

■ 一部負担金（法31条2項）

政府は、療養給付を受ける労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）から、【 】円を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

ただし、現に療養に要した費用の総額が、【 】円（健康保険法の日雇特例被保険者については【 】円）に満たない場合は、現に療養に要した費用の総額に相当する額とする。

【解答】一部負担金**■一部負担金（法31条2項）**

政府は、療養給付を受ける労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）から、200円を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

ただし、現に療養に要した費用の総額が、200円（健康保険法の日雇特例被保険者については100円）に満たない場合は、現に療養に要した費用の総額に相当する額とする。

第6章 二次健康診断等給付

【問題】 二次健康診断等給付の範囲

■二次健康診断等給付の範囲（法26）

二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

- ① 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であって厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（【 】年度につき【 】回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）
- ② 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに【 】回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

【解答】二次健康診断等給付の範囲

■二次健康診断等給付の範囲（法26）

二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。

- ① 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査（前項に規定する検査を除く。）であって厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（1年度につき1回に限る。以下この節において「二次健康診断」という。）
- ② 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導（二次健康診断ごとに1回に限る。次項において「特定保健指導」という。）

【問題】 二次健康診断等給付に関する手続

■二次健康診断等給付の請求

二次健康診断等給付の請求は、天災その他請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときを除き一次健康診断を受けた日から【 】月以内に行わなければならない。

■二次健康診断等給付の事後処理

二次健康診断を実施した日から【 】月以内に、当該二次健康診断の結果を証明する書類を労働者より提出された事業主は、当該二次健康診断の結果（異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、提出された日から【 】月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かななければならない。

【解答】二次健康診断等給付に関する手続**■二次健康診断等給付の請求**

二次健康診断等給付の請求は、天災その他請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときを除き一次健康診断を受けた日から3カ月以内に行わなければならない。

■二次健康診断等給付の事後処理

二次健康診断を実施した日から3カ月以内に、当該二次健康診断の結果を証明する書類を労働者より提出された事業主は、当該二次健康診断の結果（異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、提出された日から2カ月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かななければならない。

第7章 保険給付の通則

【問題】 支払期月

■ 支払期月（法9条）

年金たる保険給付は、毎年【 】月、【 】月、【 】月、【 】月、【 】月及び【 】月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。
ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険給付は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

【解答】支払期月**■支払期月（法9条）**

年金たる保険給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。

ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険給付は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

【問題】 未支給の保険給付

■ 支払期月（法 11 条 4 項）

未支給の保険給付を受けるべき同順位者が【 】人以上あるときは、その【 】人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その【 】人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

【解答】 未支給の保険給付**■ 支払期月（法 11 条 4 項）**

未支給の保険給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

【問題】 死亡の推定

■死亡の推定（法10条）

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた労働者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が【 】月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が【 】月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。

航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた労働者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中行方不明となった労働者の生死が【 】月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が【 】月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

【解答】死亡の推定

■死亡の推定（法10条）

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた労働者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が3カ月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。

航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた労働者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中行方不明となった労働者の生死が3カ月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

【問題】支給制限

■支給制限（法12条の2の2）

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせた場合

⇒休業（補償）給付・傷病（補償）年金・障害（補償）給付については、保険給付の都度、所定給付額の【 】%相当額の減額

（年金については、療養開始後【 】年以内の期間）

労働者が正当な理由がなく、療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合

⇒事案1件につき、下記の額を減額

- ・休業（補償）給付の【 】日分
- ・傷病（補償）年金の【 】

【解答】支給制限**■支給制限（法12条の2の2）**

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせた場合

⇒休業（補償）給付・傷病（補償）年金・障害（補償）給付については、保険給付の都度、所定給付額の30%相当額の減額

（年金については、療養開始後3年以内の期間）

労働者が正当な理由がなく、療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合

⇒事案1件につき、下記の額を減額

- ・休業（補償）給付の10日分
- ・傷病（補償）年金の365日分の10

【問題】令和元年 労働者災害補償保険法 選択式問題**■故意の認定・重大な過失の認定**

労災保険の適用があるにもかかわらず、労働保険徴収法第4条の2第1項に規定する労災保険に係る保険関係成立届（以下本問において「保険関係成立届」という。）の提出が行われていない間に労災事故が生じた場合において、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していなかった場合は、政府は保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

事業主がこの提出について、所轄の行政機関から直接指導を受けていたにもかかわらず、その後【 】日以内に保険関係成立届を提出していない場合は、故意が認定される。事業主がこの提出について、保険手続に関する行政機関による指導も、都道府県労働保険事務組合連合会又はその会員である労働保険事務組合による加入勧奨も受けていない場合において、保険関係が成立してから【 】年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときには、原則、重大な過失と認定される。

【解答】令和元年 労働者災害補償保険法 選択式問題

■故意の認定・重大な過失の認定

労災保険の適用があるにもかかわらず、労働保険徴収法第4条の2第1項に規定する労災保険に係る保険関係成立届（以下本問において「保険関係成立届」という。）の提出が行われていない間に労災事故が生じた場合において、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していなかった場合は、政府は保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

事業主がこの提出について、所轄の行政機関から直接指導を受けていたにもかかわらず、その後10日以内に保険関係成立届を提出していない場合は、故意が認定される。事業主がこの提出について、保険手続に関する行政機関による指導も、都道府県労働保険事務組合連合会又はその会員である労働保険事務組合による加入勧奨も受けていない場合において、保険関係が成立してから1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときには、原則、重大な過失と認定される。

【問題】 保険給付に関する届出

■ 保険給付に関する届出

届出・報告の名称	内容	期限
傷病の状態等に関する届出	業務上の事由又は通勤による傷病が療養の開始後【 】月を経過した日において治っていないとき	【 】月以内
傷病の状態等に関する報告	【 】日から同月末日までの間にある日について休業(補償)給付を請求しようとする場合に、同月1日において療養の開始後【 】月を経過しているとき	休業(補償)給付を請求しようとするとき
年金たる保険給付の受給権者の定期報告	年金たる保険給付を受けているとき	年金たる保険給付の受給権者の生年月日が 1月～6月の場合 ⇒【 】日まで 7月～12月の場合 ⇒【 】日まで

【解答】 保険給付に関する届出

■ 保険給付に関する届出

届出・報告の名称	内容	期限
傷病の状態等に関する届出	業務上の事由又は通勤による傷病が療養の開始後1年6カ月を経過した日において治っていないとき	1カ月以内
傷病の状態等に関する報告	1月1日から同月末日までの間にある日について休業（補償）給付を請求しようとする場合に、同月1日において療養の開始後1年6カ月を経過しているとき	休業（補償）給付を請求しようとするとき
年金たる保険給付の受給権者の定期報告	年金たる保険給付を受けているとき	年金たる保険給付の受給権者の生年月日が 1月～6月の場合 ⇒6月30日まで 7月～12月の場合 ⇒10月31日まで

【問題】年金間の調整

■年金間の調整（法別表第1）

	厚生年金保険法 国民年金	厚生年金保険	国民年金
障害（補償）年金	障害厚生年金及び 障害基礎年金 【 】	障害厚生年金 【 】	障害基礎年金 【 】
遺族（補償）年金	遺族厚生年金及び 遺族基礎年金、寡婦 年金 【 】	遺族厚生年金 【 】	遺族基礎年金又は 寡婦年金 【 】
傷病（補償）年金 休業（補償）給付	障害厚生年金及び 障害基礎年金 【 】	障害厚生年金 【 】	障害基礎年金 【 】

【解答】年金間の調整

■年金間の調整（法別表第1）

	厚生年金保険法 国民年金	厚生年金保険	国民年金
障害（補償）年金	障害厚生年金及び 障害基礎年金 0.73	障害厚生年金 0.83	障害基礎年金 0.88
遺族（補償）年金	遺族厚生年金及び 遺族基礎年金、寡婦 年金 0.80	遺族厚生年金 0.84	遺族基礎年金又は 寡婦年金 0.88
傷病（補償）年金 休業（補償）給付	障害厚生年金及び 障害基礎年金 0.73	障害厚生年金 0.88	障害基礎年金 0.88

第8章 社会復帰促進等事業

【問題】 特別支給金の額

■ 休業特別支給金の額

休業1日につき、休業給付基礎日額の【 】に相当する額が支給される。

■ 傷病特別支給金の額

傷病等級	額
第1級	【 】万円
第2級	【 】万円
第3級	【 】万円

【解答】 特別支給金の額**■ 休業特別支給金の額**

休業1日につき、休業給付基礎日額の100分の20に相当する額が支給される。

■ 傷病特別支給金の額

傷病等級	額
第1級	114万円
第2級	107万円
第3級	100万円

【問題】 特別支給金の額

■ 障害特別支給金

障害等級	年金額	障害等級	一時金の額
第1級	【 】日分	第8級	【 】日分
第2級	320日分	第9級	50日分
第3級	300日分	第10級	39日分
第4級	264日分	第11級	29日分
第5級	225日分	第12級	20日分
第6級	192日分	第13級	14日分
第7級	【 】日分	第14級	【 】日分

【解答】特別支給金の額

■障害特別支給金

障害等級	年金額	障害等級	一時金の額
第1級	342日分	第8級	65日分
第2級	320日分	第9級	50日分
第3級	300日分	第10級	39日分
第4級	264日分	第11級	29日分
第5級	225日分	第12級	20日分
第6級	192日分	第13級	14日分
第7級	159日分	第14級	8日分

【問題】 特別支給金の額**■ 傷病特別年金の額**

傷病等級	年金額
第1級	算定基礎日額の【 】万円
第2級	算定基礎日額の【 】万円
第3級	算定基礎日額の【 】万円

【解答】特別支給金の額

■傷病特別年金の額

傷病等級	年金額
第1級	算定基礎日額の 313 万円
第2級	算定基礎日額の 277 万円
第3級	算定基礎日額の 245 万円

【問題】 特別支給金の額

■ 障害特別年金の額

障害等級	年金額	障害等級	一時金の額
第1級	算定基礎日額×【 】日分	第8級	算定基礎日額×【 】日分
第2級	算定基礎日額×【 】日分	第9級	算定基礎日額×【 】日分
第3級	算定基礎日額×【 】日分	第10級	算定基礎日額×【 】日分
第4級	算定基礎日額×【 】日分	第11級	算定基礎日額×【 】日分
第5級	算定基礎日額×【 】日分	第12級	算定基礎日額×【 】日分
第6級	算定基礎日額×【 】日分	第13級	算定基礎日額×【 】日分
第7級	算定基礎日額×【 】日分	第14級	算定基礎日額×【 】日分

【解答】特別支給金の額

■障害特別年金の額

障害等級	年金額	障害等級	一時金の額
第1級	算定基礎日額×313日分	第8級	算定基礎日額×503日分
第2級	算定基礎日額×277日分	第9級	算定基礎日額×391日分
第3級	算定基礎日額×245日分	第10級	算定基礎日額×302日分
第4級	算定基礎日額×213日分	第11級	算定基礎日額×223日分
第5級	算定基礎日額×184日分	第12級	算定基礎日額×156日分
第6級	算定基礎日額×156日分	第13級	算定基礎日額×101日分
第7級	算定基礎日額×131日分	第14級	算定基礎日額×56日分

【問題】 特別支給金の額

■ 障害特別年金差額一時金の額

障害等級	年金額
第1級	算定基礎日額×【 】日分
第2級	算定基礎日額×【 】日分
第3級	算定基礎日額×【 】日分
第4級	算定基礎日額×【 】日分
第5級	算定基礎日額×【 】日分
第6級	算定基礎日額×【 】日分
第7級	算定基礎日額×【 】日分

【解答】特別支給金の額

■障害特別年金差額一時金の額

障害等級	年金額
第1級	算定基礎日額×1,340日分
第2級	算定基礎日額×1,190日分
第3級	算定基礎日額×1,050日分
第4級	算定基礎日額×920日分
第5級	算定基礎日額×790日分
第6級	算定基礎日額×670日分
第7級	算定基礎日額×560日分

【問題】 特別支給金の額

■ 遺族特別年金の額

遺族の数	年金額
1人	算定基礎日額×【 】日分 ただし、【 】歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、算定基礎日額の【 】日分
2人	算定基礎日額×【 】日分
3人	算定基礎日額×【 】日分
4人以上	算定基礎日額×【 】日分

【解答】特別支給金の額

■遺族特別年金の額

遺族の数	年金額
1人	算定基礎日額×153日分 ただし、55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあっては、算定基礎日額の175日分
2人	算定基礎日額×201日分
3人	算定基礎日額×223日分
4人以上	算定基礎日額×245日分

第9章 保険料及び国庫負担

数字関する項目なし

第10章 特別加入

【問題】 特別加入

■ 中小事業主等の特別加入

業種	人数
金融業・保険業・不動産業・小売業	常時【 】人以下
卸売業・サービス業	常時【 】人以下
その他の事業	常時【 】人以下

【解答】特別加入

■中小事業主等の特別加入

業種	人数
金融業・保険業・不動産業・小売業	常時 50人以下
卸売業・サービス業	常時 100人以下
その他の事業	常時 300人以下

【問題】 特別加入者

■特別加入者の給付基礎日額

特別加入者の給付基礎日額は、厚生労働大臣の定めた額（【 】円～【 】円の【 】階級、家内労働者は、【 】円～【 】円の【 】階級）の中から、特別加入者の希望する額に基づいて、都道府県労働局長が決定した額とする。

【解答】 特別加入者**■ 特別加入者の給付基礎日額**

特別加入者の給付基礎日額は、厚生労働大臣の定めた額（3,500円～25,000円の16階級、家内労働者は、2,000円～25,000円の19階級）の中から、特別加入者の希望する額に基づいて、都道府県労働局長が決定した額とする。

第11章 不服申立て及び雑則

【問題】 時効

■時効（法42条）

療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、【 】年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、【 】年を経過したときは、時効によって消滅する。

【解答】時効

■時効（法42条）

療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

【問題】 不服申立て

■ 不服申立て

■ 審査請求は、保険給付に関する決定（原処分）があったことを知った日の翌日から起算して【 】月以内

■ 審査請求をしている者は、審査請求をした日から【 】月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。（みなし棄却）

■ 再審査請求は、審査官から決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して【 】月以内

【解答】 不服申立て**■ 不服申立て**

- 審査請求は、保険給付に関する決定（原処分）があったことを知った日の翌日から起算して **3 カ月以内**
- 審査請求をしている者は、審査請求をした日から **3 カ月** を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。（みなし棄却）
- 再審査請求は、審査官から決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して **2 カ月以内**

【問題】 罰則**■ 罰則**

事業主、派遣先の事業主、船員派遣の役務の提供を受ける者、労働保険事務組合、一人親方の団体又は特定作業従事者の団体以外の者が、報告若しくは届出の命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、【 】月以下の懲役又は【 】万円以下の罰金に処する。

【解答】 罰則

■ 罰則

事業主、派遣先の事業主、船員派遣の役務の提供を受ける者、労働保険事務組合、一人親方の団体又は特定作業従事者の団体以外の者が、報告若しくは届出の命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。